

班長／副班長の役割について

※ 通常の連絡等はメーリングリストにより行ないますので、必ず登録をお願いします

(1) 班員リストのメンテナンス

班員の転居・転入(退会、休会、入会、再会)等の状況を把握し「届」を提出いただき、その届を担当役員に提出すると同時に班員リストおよび回覧リストの訂正を行ってください。

(2) 自治会費の徴収(毎年6月・11月に徴収)

原則として半期6ヶ月分(500円×6=3,000円)を所定期限までに班員から徴収し、担当役員に納入してください(手続きの詳細等は別途資料にて説明)。

(3) 回覧および配布物

自治会からの各種通知・情報を迅速に回覧または配布してください。回覧後は所定のバインダーに保存し、次期の班長／副班長に引き継いでください。(保存期間: 前年度+当年度)

(4) ごみステーションのチェック 【班長会の前に確認しておいてください】

清掃状況のチェック、休日札の掲示を行う。またネットの破れなどをみつけた場合は可能な限り自分で修理を試みてください。必要な資材の要求および修理が不可能な場合は、担当役員に連絡してください。

(5) 防犯街路灯のチェック 【班長会の前に確認しておいてください】

各班区域にある防犯街路灯について不具合(点灯・消灯状況、破損しているなど)をチェックし、不具合を発見したら電柱番号込みで担当役員に連絡してください(定期的に修繕依頼をします)。

防犯・交通安全のぼり旗、交通安全看板のメンテナンス 【班長会の前に確認ください】

担当ブロックの防犯・交通安全のぼり旗、交通安全看板の不具合を常時チェックし、必要なメンテナンス(取替)を行なう。

(6) 班長会議への出席

班長会議は毎月原則第三日曜日に定例開催されます(活動予定表参照)ので出席してください。

班長が欠席の場合は、副班長に出席をお願いします。班長・副班長のいずれも出席できない場合は、事前に担当役員に連絡し、当日中に回覧資料等を受け取り速やかに班内に回覧してください。

班長会議にて配布される回覧物収納ケースは、次回の班長会議にて必ず返却してください。

(7) 防犯防災活動、清掃キャンペーン

防犯防災活動、清掃キャンペーンなどの班ごとの活動については、班を統括し積極的に参加・協力するようお願いします。また、副班長は自主防災組織部員と位置付けされております。

(8) 次期班長、副班長の選出

1年間の任期終了前に各班のローテーションに基づいて、次期の班長、副班長を選出し役員に報告してください。問題がある場合は担当役員に相談してください。

(9) その他

会員からの要望や提案、会員家族のご不幸、事件等をその緊急度に応じ、都度または班長会等にて役員に連絡してください。また、夏祭りなどの自治会活動について役員会の要請に応じて積極的に参加・協力してください。次年度役員立候補者が定員に満たない場合には、自動的に役員選出候補者となります。